

第六十一回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号

昭和四十四年四月十六日(水曜日)
午前十時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中津井 真君
理事 高橋文五郎君
柳田桃太郎君
松本 賢一君
三木 忠雄君

委員 井川 伊平君
大竹平八郎君
大谷藤之助君
平島 敏夫君
山本敬三郎君
安永 英雄君
横川 正市君

国務大臣 自治大臣 野田 武夫君

政府委員 自治省行政局長 長野 士郎君
自治省行政局選 皆川 迪夫君
挙部長

事務局側 常任委員会専門 鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中津井真君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。野田自治大臣。

○国務大臣(野田武夫君) ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、その提案理由とその内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のとおり、さきの第五十五回国会において成立を見ました住民基本台帳法は、一昨年七月二十五日に公布されたのでありますが、これによりますと、選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で選挙権を有するものについて行なうこととされ、そのための制度を本年七月二十四日まで実施しなければならぬこととされております。

政府といたしましては、選挙人名簿と住民基本台帳とを結びつけることにより適格者の把握を一そう正確に行なうことができるよう所要の改正を公職選挙法に加えるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、御説明申し上げます。

第一に、選挙人名簿の登録は、市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民で、その者の住民票が作成された日から三月以上、また、転入者については、住民基本台帳法に基づく転入届けをした日から三月以上、その市町村の住民基本台帳に記録されている者について行なうものとしたしました。

第二に、選挙人名簿の登録の時期につきましては、現行の公職選挙法では年に四回、すなわち、三月、六月、九月及び十二月に定時の登録を行なうことになっておりますが、できるだけ多くの有権者を登録するため、選挙が行なわれる際に登録を行なうこととするともに、年一回、九月に定時の登録を行なうこととしたしました。

第三に、選挙人名簿の登録は、市町村の選挙管理委員会が職権で行なうものとし、選挙人の責めに帰し得ない理由で登録の脱漏が生じた場合には救済できる旨の規定を設けることとしたしました。

このほか、転出者等の選挙人名簿の登録の抹消手続の改正、船員選挙人名簿の廃止、詐偽登録に関する罰則の明確化等について規定の整備をはかることとしたのであります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中津井真君) 次に、補足説明を聴取いたします。皆川選挙部長。

○政府委員(皆川迪夫君) 私から若干補足的に御説明申し上げます。公職選挙法の一部を改正する法律案要綱によりまして御説明申し上げます。

第一は、選挙人名簿の登録の資格、方法等でございますが、ただいま提案理由にも申し上げましたように、新たに、住民基本台帳に登録をされておることを登録資格の要件として加えております。それから登録の方法については、従来の修正主義を職権主義に改める、こういうことになったのであります。

それから登録の時期でございますが、登録の時期は、年、九月一日一回の定時登録と、選挙の際に臨時登録を行なう、こういう二本立てにいたしました。ただ、これだけでは臨時登録の際の事務量が非常に増加して、正確な名簿がつかれないというところになっては困りますので、その各市町村の実情に應じて、政令の定めるところによつて、市町村の選挙管理委員会が臨時名簿の登録の整理をいたす、こういうことにいたしました。思つておるわけでございます。

それからそのうちの定時登録でございますが、九月一日現在で、同月の十日に選挙人名簿に登録をすることをたてまえといたしております。ただ、その際にちょうどほかの選挙が行なわれるというよりなことによりまして、この九月十日の登録が非常に困難だという場合には、政令でその時期を変更することができるよういたしましたことになっております。

それから臨時登録は、選挙の際に、選挙管理委員会のほうできまして登録をするわけでございますが、ただこれにも、一度臨時登録をしたあとで、一カ月以内にまた選挙が行なわれるというような場合には、事務のふくそうもありません、まあ比較的新しい面がございますので、あらためて臨時登録はいたさない、こういうふうにしております。ただその場合に、選挙が行なわれる区域が、たとえば衆議院の選挙が行なわれて、そのあとで、その区域の中で市町村の選挙が行なわれるという場合には、あらためて臨時登録をいたしませんけれども、先に市町村の選挙が行なわれて、もつと広い区域で衆議院の選挙が行なわれるという場合には、選挙権の名簿登録の資格を全選挙区統一にする必要がございますので、この特例は働かない、かようにいたしております。

その次に、第三、補正登録でございますが、これは住民基本台帳というものがございまして、役所の事務の単純な間違いによつて登録漏れが起きたというような場合には、これを救済する方法を新たに設けたわけでございます。

それから四番目、登録の抹消でございます。登録の抹消としましては、登録されている人が死亡した場合、あるいは日本の国籍を失った場合、抹消するのは当然でございます。

それから、他の市町村の区域内に転出をした場合、現行法では、六カ月たてば抹消、六カ月以内に他の市町村からその市町村に、転出先の市町村

において新たに選挙人名簿に登録されたという通知があった場合には抹消することになっております。それを今回は、四月月たては抹消するというように改めております。その趣旨は、少なくとも四月月たては他の市町村において登録をされるはずである。選挙が行なわれる前には必ず登録をされるはずでございますので、旧市町村の登録をそのままにしておく必要はないと、こういうふうに考へて、この期間を短縮したわけでありました。それによって、二重登録という期間が短縮をされることになりました。また一面、転出先の市町村で名簿に載った場合に連絡をするというところは、事務簡素化、あるいはその効果が非常に少ないということからいたしまして、今回四月月で抹消することとあわせて、その連絡の制度を廃止したわけでありました。

それからその次は、登録の際に、単純な誤りで、登録をされるべきでないにもかかわらず登録されておる、こういうことがわかった場合には直ちに抹消する、こういうことにいたしております。

それから第五番目でございますが、船員の選挙人名簿の廃止でございます。これは船員の生活状況がだんだんに落ちてまいりまして、陸上に住居の認定が可能になってきている。大多数のものについてはそういうふうになっております。まだ一、二のものについては若干の例外的な事情もあるようでございますけれども、この際できるだけそういう方々も住民基本台帳に登録することによって、普通の名簿に登録をする、こういうふうに取り扱うことといたしまして、船員の名簿という特殊な制度を廃止したわけでございます。

それからその次は、罰則について若干の改正をいたしております。

一つは、虚偽の転入届けをすることによって選挙人名簿に登録をした、こういうものは直接詐偽登録ということにはならないわけでございますけれども、実質的にはそれと同じでございますので、そういう同等の刑を科せようということにいたしております。

それから第二番目は、住民基本台帳法の関係でございますが、住民基本台帳には、現在市町村の選挙管理委員会がいろいろなことを知った場合に、市町村に通知をする規定を設けておりますけれども、市町村長が住民基本台帳に載っている人について、転出、転入、転居、死亡、あるいは婚姻等による氏名、姓の変更とか、そういうような場合に、これを選挙管理委員会に通知することになっておりませんので、それを法律上はつきりいたしたい、こういう規定をいたしております。

それからそのほかは、この法律の施行に関する規定でございますが、昭和四十四年の七月二十日から施行することといたしております。ただその前に、その際すでに選挙が告示されております場合には、選挙人名簿の臨時登録の規定は適用しない、こういうふうにしてあります。

以上が大体この法律案の内容でございます。

○委員長(中津井真君) 本案に対し質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○横川正市君 ちよつと、この提案された法律案と直接な関係はありませぬけれども、公職選挙法に關係しての質問を二、三、伺いたいと思ひます。

一つは、考へ方としてお聞きをいたしたいと思ひますが、投票用紙に投票人の意思表示のない投票は、一体これは取り扱ひとしてどういふふうに取り扱ひことが正しいかどうかという問題、これはあたりまえのことなんでしょうけれども、お聞きをいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(皆川迪夫君) 意思表示のないということは、白紙というものであろうかと思ひますが、この票はとなたにも有効の票と算定されないというところで、無効の取り扱ひとなります。

○横川正市君 最高裁判所裁判官の投票、いわゆる信任か不信任かの投票が行なわれる場合です、ね、渡された用紙に投票人が何らの意思表示もしないで投函されたものを信任とみなす理由はどこにあるのですか。

○政府委員(皆川迪夫君) 最高裁判所裁判官の国

際はその点が非常に議論されたわけでありました。白紙の状態から、積極的に信任をするか、あるいは不信任するか、こういうことにきめることがいゝのか、一応任命されたという事実があるわけですから、それを否定する、こういう意思表示だけを特に求めたいというじゃないかというところ、いろいろ議論されて、結局、任命された人に対して特に不適当だと思はれる者について自分の意思表示をする、こういうふうな制度が立てられたわけでございます。現在はその制度のもとにおいて執行され、われわれとしてはそういう取り扱ひをいたしておるわけでございます。

○横川正市君 いまは、まあ日本の国は民主主義で、主権在民のもとで政治も行なわれ、行政も行なわれているわけですね。行なり側がこうだからという判断をしたら、個人の意思表示が信任になつたり不信任になつたりするようなもの、考へ方が一体どうなのかという点は、これは私は非常に問題があると思ひます。それがすでにもう総理大臣、あるいは国会が一つの議決をし、あるいはこの職務に携わっているという既定事実があるから、その既定事実に基づいてその信任投票なんです、あるいは不信任投票なんです。で、信任というものは不信任投票なんです。で、信任と不信任は別なものです、不信任であればパスをしないというだけなんです。そうすると、全然意思表示をするだけのいわば資料、判断、そういうものが全然ない場合に、そのときの政府の行なつたことが全部正しいと自動的になるような判断のしかたというのは、はたしてこれは個人の意思を尊重していることかどうかというところに問題があるんじゃないかと思ひます。

これは経過というものは知っておるわけですね。そしてそういう形式をとられておるのだというところをことを知っておるのだから、これは書かなければ信任でないのです、いや不信任、それをするためにパスをしなければいけないのですというところを、これが国民——投票する側が全部意識しているならばこれは私は別に問題はないと思ひます。そういうその意識が全然ない人に紙を渡して、そして投票させて、わからないから投票したというその投票が信任だと判定をされる判断に私はいさかひつかかるわけですが、ここに、この最高裁判所の長官の信任、不信任の選挙も公職選挙法によってやられるわけですね、投票そのものは、あくまでも特異な例でやられるわけじゃないわけですね。その場合に、白紙で投票したと同じ取り扱ひをするのが私は正當な取り扱ひじゃないかと、意思表示がないものとして、これはどんな場合でも、たとえば連記制で三人の名前を書いたものを渡して、この中でひとつどなたに投票いたしますかという投票をかりにやりますね。何にもない、意思表示されてないものは、通例としてはこれは白紙投票ということになるわけですよ。最高裁判所の長官だけが白紙のものが有効になるといふその考へ方ですね、これはいさか、やっぱり上からの押しつけじゃないかと、こういうふうには私も思ひます。現行やられておることは、いま答へられたことでやられておるのですが、はたしてこれはそのままやられているのかどうか。裁判官が非常にたくさんの人たちから不信任を受けたら、これはやめなければならぬという事例が明確にあるわけですよ。いや、それは不信任を受けてもやめなくともいいということはないのですけれども、不信任を受けた場合にはやめなければならぬという事実があるのに、意思表示を何にも行なわないのに信任とみなすということが投票として有効なのかどうかというところで、投票する限りは、その本人が意思表示をしなければならぬ。その意思表示をしていないのに、それを有効と認めるのは、これは任命されてすでに仕事をしている、その衡についているという事実があるからだというのは、いかに私はこじつけのような気がするのですが、あくまでも主権者であるその人の意思表示があつて初めて信任か不信任かをきめるべきであつて、上からかかってに解釈をして、これは書いてないから信任にするのだという言い方というのは、私は非常にふしぎだと思ひます。

○政府委員(省川迪夫君)

これは立法論でございます。まして、当時この法律をつくりました際にも確かにそういう議論が非常にあったように私存しております。積極的に信任を求めるのだという、こういう意味で賛成、反対双方をとって、白紙は無効にしたらいじやないか、こういう意見が相当あったように思っております。ただ最終的には、これは個人の立候補のように、自由に立候補して、これから自分を支持してくれるかどうかを問うかけるとは、いろいろな角度から、責任者が任命した者が特に不適当だと、そういう国民の意向があった場合、いわゆる審査するならば、これは積極的に不適当だという意思だけをとることがいいんじゃないか、こういういろいろな議論の結果、そういう法律になつていくわけでございまして、その法律に基づいて執行しているわけでございまして、たまたま選挙と同時に進んでいるので、これは国民が、そのことのために特に投票所に足を運ばせるということの不便も避けて、選挙でたまたま一緒にやっておくことのため、非常に白紙というものがそういう感じを与えることになるのだらうと思っております。立法論としてはいろいろあるのだらうと思つて、しかし私たちがとしては、そういういろいろな議論の過程によつて、今日こういう制度ができておるわけでございまして、もちろんそういう趣旨をできるだけ国民に理解してもらつて、そういうことは必要だ、またそういう努力もしているわけですが、なかなか十分に徹底できていない点もあらうかと思つて、そういう点については今後努力していきたいと思つております。

○横川正市君

この選挙について、不信任をしない、こういう事例があるから不信任をしないといふことを行なう場合ですね。たとえば公務員が自分で、こういう事実、事例があった、この人間の思想性はきつて古い、だから現代に合つておらぬから不信任をしないといふような運動をした場合には、これは公職選挙法によつて罰せられるわけですね。信任か不信任かの意思表示をする場合、私は相手方に、何をやつたから信任か、何をやつたから不信任かという素材を全然与えないで、おいて信任、不信任を問うという制度というのは、私は、私は一体それが立法論かどうかというところは非常に疑わしいわけですね。だから法律というのは、私は、私はこれは全体が共同して生活をするために、一〇〇%でなくとも、有効過半数を占める場合、必要として立法されるという趣旨が私は法律だと思つて、それが生きた法律だと思つて、またその裏づけが立法論だと思つて、そうではないですか。ところが、いま最高裁判所裁判官のこの投票は、すでに無効化されてきて、何のためにしているかわからぬといふものを存続させているという事実、これは、いわば相撲でいへば死に体です、それは、それを存続させている理由といふのは一体何なんだろう。これがはつきりしないじゃないか。立法論といふのは一体何なんのか。生きていて四つに組めるのが、これは立法論じゃないか。死に体の、死んだ体の説明をするのが立法論だといふのは、これは、私はあるわけないと思つて、それは、主権者の意識がこまごまいてないんだからしかたがないんだという、ことなれば、これはゆゆしき問題ですよ。これはもう同時に行なうといふ試みでも、担当者としては、一体政府がかりに任命したものであつても、よしあしの判断をするものを、これを主権者によく知つてもらつて、この努力が全くなされないといふことはどういふことか。形式的に何かやつて、最もひどい民主主義の形式ですよ。これをそのままにしておいていいかどうかという点を、私はどうも納得しかねるわけですね。これはひとつ大臣、どうですか、考え方としては。

○国務大臣(野田武夫君)

最高裁判所裁判官の国民審査ですが、これは、いま選挙部長が申しましたとおり法的根拠ではやつておられますが、実際にお示しのとおり、非常に素材の提供といふか、主権者に対する判断の基礎といふものが、これは私も全く希薄だと思つておられます。そこで、これは法律上の理屈から申しますれば、私はいま法律上の理屈を言うつもりはありませんが、たてまゝとしますれば、一般の投票されるいわゆる主権者に向かつて、裁判官の何か履歴なんか書いたものを送る。それから投票用紙には、信任しないときはバツ点をつけなさい、信任の場合はそのままでいいと書いてあります。これはそこまでは、私は法律上のことを言うんじゃないんですが、確かにいまお示しのとおり非常に徹底を欠いて、これは間違いないんですね、常識的に。そこで、じゃこの問題をどうするか。これは国民審査法に基づいてやつておるわけですが、もう少し丁寧に、親切に、もう少し周知できるように、もうちょっとやはり手を入れる必要があると、私も実は感じます。いま法律を変えろ、こういうことを言えぬ立場ですから何ですが、法律上の立場からすれば、そういうことは出てくるじゃないか、裁判官の履歴も書いて渡しますし、投票用紙にも書いてある。これはいわば常識的に、私は横川さんの御議論に大丈夫ですと言ふ元気がないわけですが、よく御趣旨もわかりますし、しかしこれは実際上今後やはり検討しなければならぬ問題だと私も思つて、いまこゝで、じゃ法律をどうするといふことを私は立場上明言はできませんが、そういう私の感想を申し上げておきます。

○松本賢一君

ちよつと関連して。いまの問題ですが、私もいつもそれを感じるもので、こういうことを私一べんやつたことがあるのです。一昨年ですが、衆議院の選挙のあつたのは、衆議院の選挙の投票に行ったときに、あの裁判官の信任の紙を渡そうとしますから、私は、実はだれも知らないんだ、この人たちの。それで判断がつかぬから、このまま入れたら信任したということになるから、信任するといふことは、私良心に恥じる気持ちがあるから棄権してもいい、それは困りますなあと云うんですね、投票所の人。それで、しかしほくほくとして投票もしたくない、だから棄権してくれ、そのとおり棄権したので、私は、そうすると、そのときに、そのあとで投票所の責任者の人たちと雑談の中で、これはどうしてもあんな棄権のできないような制度をつくるように考えなければならぬかというふうな話をしたんですが、御参考までに私がそういうことをやつた事例をお話し申し上げて、判断のつかない人は、衆議院の選挙のやつは投票しても、裁判官の選挙のやつは投票しないといふような制度をひとつ参考までに研究しておいてください。

○国務大臣(野田武夫君)

わかりました。

○横川正市君

私はもつと積極的な意見を実は持っているのですが、一般的に日本の中での法治国家に住んでいる国民としての法律に対する認識というのが非常に低いからいろいろな問題を起こすんじゃないかという、そういう事例があるわけですね、一つ。これ一般の層の中に。ことに、この最高裁判所の裁判官の問題などというところは、いわば法治国民としての意識を高めるための何らかの形の場所にするならば、これは非常に有効なものになるんじゃないか。そういう積極的な意思があれば、実は私はたいへんどうも申しわけないだけども、選挙管理委員会、あるいは自治省の中の公職選挙関係を担当している部局、そういうものを少し軽く見ているんじゃないか、もつと人も予算も必要があるところなんじゃないだろうか。しかしそれを軽視しておる。軽視しているから、形式だけを取つて実体が伴わないといふので、本来はもつと重視すべきところなんじゃないか、こういうふうにも私は思つて、それはやらなければならない、基本台帳の問題でも、私は自治省その他でどれだけ地方自治団体に對してのとか金という問題を考へてやろうとされているのか。人の命にも匹敵する一票のとりとさといふものをどれだけ取り取つて対策を立てようとおるのか、それがどうも私たちがから見ると不十分なんじゃないかと、そう思うのです。だから選挙が形式的になつていくのです。これは自治大臣のところでも、私は聞くところによりまして、たとえば村の中に、選挙が間近になると、たき火をして、こん棒を持った青年団が、他市町

村の者は入れない、こういう態勢が出ているんだという話をよく聞かされるわけですよ。それからある地方へ行きますと、もう両方の選挙事務所が飲みや食えやで、そうしてその飲みや食えやを多くやったほうがわずかであっても当選するなんというところもあるわけですよ。一体これはどういふことなのか、私たちは全然理解ができません。しかしそれがそのまま残されてきている、別に警察だにもならない、ひどいですが、これは私どもは、だからこういうことは本来警察の力でやるのではなくて、選挙がある程度の力をもち、日常、それから選挙時にやるだけの態勢をとるべきだと思ふのです。それがほんとうだと思ふけれども、いつでも警察がたになってしまつて、自殺をしたとか何とかいう人間まで出してしまふ。そのことを考えると、日常のことをどうやるかということ、私はたまたま最高裁判所の判事の信任、不信任で問題を提起したわけですが、事ほどさうに一体選挙というものの重要さというのの取り上げ方が少し緩慢なんじゃないかと思うのですが、これはまた感想だけでなしに、ほんとうの腹をひとお聞かせいただきたい。

○国務大臣(野田武夫君) いま御意見拝聴しておりますが、まあ選挙というのに対して何ですか、一般の考え方というものは、これは基本的には、自分の権利を公正に行なり、自分の持っている権利というものは、少なくとも国家の運命、地域社会の動向に直接関係する。私は権利というものをいろいろな権利を持っておりますけれども、投票権は、国、地方、また自分個人、社会一般で、これくらい重要な、影響を持つものはない、そういうところの一つの基本的な考え方。

それから第二は、いまお示しになりました法に対する観念、どう考えましてもまだ日本全体から考えて足りないところが多い。したがって選挙運動にそれが反映してくる。これはもう各地に行なわれているいろいろな事態を取り上げてみましても、やはり従来からそういうような情性と申しますか慣習と申しますか、そういうものが続い

ている。これが、お話のとおりいまだ起こった問題でございせんが、長い間選挙の正しいやり方、基本的な人権を公正に実施すること、この問題を行なっておりますが、いま残念ながらまだ不徹底であります。これはどういふような方法をやるか、いま自治省としまして、御指摘のありました実は選挙局というものがございまして、行政整理の關係で部内いたしております。しかし、内容は全然別の時代と変わらなせん、さらに一そう充実したいと思っておりますが、まだどう考えましてもやはり役所の機構、それからこれらに関連するいろいろな人員、予算、そういうものがやはりなかなか思ふようにはなっておりません。不足であるというところは痛感しております。それがやはり各地方の市町村に参りましても、何かしら選挙は選挙管理委員会にまかせればなしない感じがどうもございまして、今度の住民基本台帳と選挙人名簿の關係、登録の問題で、いままでの選挙管理委員会だけにまかせないで、市町村も直接これに携つて、そして選挙人名簿の改正をしたいというこの法律の改正案の趣旨も相当前進してまいりましたが、これは選挙人名簿ということとなく、やはり選挙管理委員会と市町村が一体となつて、責任とつてやるのだ、こういうことにこの改正案は出ております。

私もやはりいまの御指摘のとおり、これは私も長い間自分で選挙をやつてみましても、非常に選挙のあり方、それから選挙民の皆さんの考え方——まず候補者はもちろんでございます、一体となつて、やはりお互い考えなければならぬことが多いと思ひます。このやり方につきましても、いまある選挙管理委員会というものと、それから市町村、それから中央で、自治省でやっております選挙關係の仕事、これにやはり警察というものがいろいろの場合に出てまいりますが、こういうことだけでなくて、やはりもっとひとつ国民全体が、私、やはり選挙というものの認識を深めて、もう少し何かこう、それだけにたよらないで、いろいろなことをひとつ考えていかなければ、私は日

本の選挙制度というものはなかなか成長しない、批判される点が残つていくと、私はただそれは感想とか意見じゃなくて、この改正案なんか相当、ただその選挙人名簿だけじゃなくて、選挙に対する考え方としては私は一歩前進してきている、と思つておりますが、こういう意味において、やはりこの選挙人名簿だけじゃなくて、全体の選挙制度からくるもの、また選挙のやり方、それから啓蒙運動とかその他につきましても、私はやはりここでひとつ積極的な何かの構想を考えなければ、御指摘のようなことはなかなかこれはなくならぬ。私も憂慮している一人でございます、これらにつきましても、ひとつ自治省といたしまして、もう少し深い検討を加えまして、一歩でも前進するよりな方向にひとつ何か案を考えてみたいと、こう考えております。

○横川正市君 これは松本提案をひとつ入れて、最高裁の判事の投票については検討していただきたいと思ひます。

それから自治大臣に、やはり大勢に何か順応している間に少しづつは変わるだろうという消極的な意見ではなしに、私はやはり担当大臣だから、選挙というものはいかに民主主義が大切な、と同時にそれが選挙の最も大きな要素になるわけですから、もつと積極的な意味で、自治省の活動が望ましいという積極性をやはり答弁の中でちよつとほしいですね。

それと同時に、もう一点は、補欠選挙というものは、これは一体、まず任期の面でどうなのか。補欠選挙の場合、たとえば参議院とか衆議院の補欠選挙の場合には、任期というものは残存期間だけであります。あるいはその次の改選のときはもちろんであります。一緒に改選になるので、衆議院の場合は問題にならない。しかし定例でいへば残存期間。ところが地方自治団体の首長の場合は、これは残存期間じゃなくて、当初に定められたときに、四月の何日かに一様に全国が選挙をやりました。そのうち市町村合併であるとか、あるいはリコールであるとか、あるいは病気で死んだとか、

いろいろな事件が起こつてきて、いま百家争鳴、まるで選挙のないところはないくらいどこかで選挙をやっているわけです。私はこの残存期間というものを一体どう理解したらいいか。一部では適用しているが一部では適用しない。いわゆる補欠選挙というものは、これはどう取り扱えば、いろいろな面で不都合なく行なわれるのか。また意識的にこれは納得できるものなのか。その点非常に不審に思つてゐるわけなんです。市長であつて病気で死んだ、あるいはリコールでやめたにしても、当然残存期間ということでは処置ができるのじゃないか。そうすると、四年目とか、あるいは参議院の行なわれる六年目とかいうように、一様に選挙というものを全国が行なえと、非常にいろいろな面でむだは排除できるのではないか。その点、一つ残されている問題だと思ふのですが、これはたとえばリコール運動があつて、当選された者はその日から、市議会議員なら四年とか、市長なら四年というふうに任期を切つていくとか、あるいは残存期間として一様に全国行なうのかということ、何かそれに不都合なものがあると思ふれば、一体何が不都合なのか、この際教えていただきたいと思ふ。

○政府委員(皆川迪夫君) いまの制度のためでは、合議体の機関の場合には、一人が欠けても全体の人たちの任期がまだ残つておるといふ場合には、合議体の任期の期間を全く一せいにさせるという意味において、その人については残存期間だけ任期を与える、こういうことになつております。知事、市町村長のように独任の機関についてはその人だけの任期の問題でございますから、欠員が起こつて——欠員という観念もちよつと議員の場合と違ふと思ひますが、欠けた場合に新しく市町村長が選挙されるといふ場合には、その人だけの任期を考えればいいわけでございます。現在のところはそこから四年間を起算する、こういうことになつております。そのために、御指摘のように、選挙がばらばらになつてかえつて国民の選挙の意識が低くなつていくのじゃないかと

いうことになるのだらうかと思いますが、制度的にはそういうたてまえで出発をしまいたたわけでありました。もちろん、制度を変えれば、これは不可能な問題ではないと思います。アメリカのように、日本でいざ助役とかあるは副知事というよりなもので残存期間を代行させて、一定の時期に選挙を統一をすると、実はそういうことも相当研究したことはございますけれども、非常にまあ混乱を起こすものですから、一つの案としてはまともなかつたわけでございますが、そういう経過をたどっているのでございます。

○横川正市君 これは、このままでいけば、おそらく何年かするうちに、どこの市町村の場合であつても、いつとはなしにどこかで選挙をする、日本じゅうで選挙がばらばらにやられていくといふかっこうになるのじゃないですか、このままでいけば、遠からずですね。だから、こう一つか二つの選挙のない日というのはないくらいでしよう、いま全国どこかの市町村で。これをそのままにしておいていいかどうかというのを私はやっぱり考へてしるべきだと思ふんですがね。絶対にこれは何かに、たとえば憲法に抵触するとか何かで絶対的なものであれば、これはまあ私も理論抜きにいたしますけれども、そうでないならば、私は残存期間というものをと明確にし、補欠選挙というところを行なえるような制度にしたほうがいいのじゃないか。それで、四月なら四月に日本じゅうが全部選挙をやっているというその状態のほうで、いろいろな意味で私は選挙の啓蒙とか何とかで非常に大きな力を發揮するのじゃないかというふうに思ふのですがね。いろいろな意見もあるでしよう。これはもう言つてみれば、国民としての権利を行使するにその時期を選んだら何かする必要がないのだから、一度でいいじゃないか。まあいろいろあると思いますが、しかし、何か全体としてばらばらになってしまつてしまつてころがなくなつて、そのほうが不都合なように私も思ふんですが、まあいまの答弁では現状の説明

だけですけれども、このままおいていいと考えるかどうかですね、担当省としては。

○政府委員(皆川迪夫君) この問題を考える場合に、確かに、あまりばらばらになりますと、欠陥といふますか、むしろ統一をしたほうが国民の政治意識を高めるということになっていい点があるだらうと思ひます。ただ、それをそうするためには二つ問題がある。一つは、そういう体制ができたら後に欠員が生じた場合に、独任制の機関の場合で、あるいは将来リコールの解散というふうな場合もあるかもしれぬが、そういう場合に残存期間だけ、たとえ五十日でもあるいは六月月でも選挙をやるのがいいのか、あるいは代行的なことを考へておくのがいいのか、そういうたてまえの問題が一つあるわけでございます。

それからもう一つは、経過的に任期をそろえるというのが現在においては非常に困難になつてきている。もちろん憲法上に抵触する問題はないと思ひます。これは選挙される議員なり市長の任期をある時点を目標にして特例を設けて延ばすとか短縮するとかというふうな問題が起るわけですが、けれども、ただそれも現実的には非常に大きな問題を起すことになりまします。研究はいたしましたけれども、案としては実になかつた、こういうことでございます。将来のことを考へますと、その程度のことでは投げておいていいのかわからうと思ひます。十分に事務的にその点についての検討をいたしたいと思つております。

○国務大臣(野田武夫君) 私もいまの横川さんの御意見非常に傾聴したのです。これは、先ほど最高裁判所の裁判官の問題のときに、松本さんの質問で私もちょっと感じたのですが、しかし、衆議院とか参議院とかほかの大きな選挙と一緒に最高裁判所をやるものだから、国民はますますわからなくなると私は思ふのです。これは、最高裁判所の国民審査法というものがあつてやるならば、やっぱり別個に切り離せば、もう少し、横川さんのおっしゃっているように、多少刷りもの

でも説みますけれども、ほとんど常識的に没です。見ないですね。だからますます、パテンにするのか白紙かといつても、関心がないですね。棄権なんというものが出てくるというのとはわかんないです。こういう少し、横川さんの御意見私も痛感しているのですが、選挙とか、投票とか、こういうものに対してやはり取り扱ひ方が軽いのか、あるいはかといふ感じがいたします。そういうほかの大きな選挙に巻き込まれて、何かわけがわからずやるようなことになつては困るので、選挙とか投票という問題に対する意識というものは、このやり方では上がりませんね。私はわかりません、これは。こういうこともやはり今後の一つの問題にはしないかと思つております。

それから、いまのお話の残存期間——補欠選挙の場合、これが全くいま御指摘どおりのことで、やむを得ないとしてやっているようですが、全くお話のとおり、毎日毎日日本じゅう選挙をやっているのですが、これは、こんなことをやっているというところが一つの国民の選挙意識を低下させるという大きな原因だと思ふ。また選挙とか、こういうことになりましますから、もう少し選挙に対する考へ方を厳密にする、もつと国民の大きな関心と呼ぶようにするとか、これは理屈を抜きにして大切なことだと思ひます。やはり、こういうことにおいて何か関心を向かせるような、ふだんの啓蒙以上、こゝろいふときにとにかく国民が注目をする、大事なものだといふことで、選挙が何年かに一ぺんだとそれが出てくるが、これはしよつちゅうやつていては、やはりお話のとおりだと思ひます。これは、いま事務局当局から、こういうこともありますと言つておりますけれども、私も非常に痛感しましたから、これらについてひとつ検討を加えてみます。

どういうやり方をいま申し上げていいか、そういうことは、やはり大事なことで思ひますから、これはよけいな答弁かもしれないが、私は、いま横川さん、さつき松本さんの実際のお話を承つて、横川さんのいま補欠の問題の御指摘があつたりして、こういうことはやはり、いままでみんな気がついておつたでしようが、選挙そのものに対してもう少し重要視する立場からすると、十分私は検討していくべき問題だと、こゝろ感じております。

○横川正市君 その実際上の問題として非常にくさんあるのですが、ひとつこれは検討してみてください。憲法上の問題があればこれは別問題です。全然取り扱ひとしては別問題です。

それから、第六次選挙制度審議会の発足を近く見る、しかも委員長になられる方の承諾を得たといふような、時宜に達したかどうか、少しおくれいるんじゃないかと思ふんですが、それでも一つの前進を見たようなんですが、まず最初に、制度審議会が出されたもののいままでの処理ですね、それと、それまでに処理ができてないで第六次に必要とされる案件と、こゝろ分けて、先のものの処理はどうするのか、それから六次に何をやるのかといふことをちよつと筋道を立てて説明してくれませんか。

○国務大臣(野田武夫君) 事務的にそれじゃ御説明いたさせましよう。

○政府委員(皆川迪夫君) いままで第五次の審議会が答申を得ました問題は、一つは政治資金規正法の改正、それから選挙運動の自由化の問題、それからもう一つは、衆議院の選挙区制について、明確な答申はいたしておりませんが、まあ大体こゝろ意向が多かつたという趣旨の答申をいたしております。それから残された問題は、参議院の制度をどういうふうにするかといふ点については、審議半ばでついに答申が出ていなくなつたわけでございます。したがつて、この取り扱ひについては、今度の国会においてもたびたび総理大臣あるいは大臣から申し上げましたように、規定あるいは選挙運動の自由化については提案をいたして御審議をお願いしたい、こゝろ準備をいたしておるわけでございます。

それから、第六次の審議会に対しては、残されております参議院の制度、この選挙制度をどういうふうに持つていったらいいかといふことを諮問

することになるであろうかというふうに考えております。

○横川正市君 大臣、これでこの五次のあと始末ですが、今度何かやはり会期末を迎えて、たとえば政治資金規正法のような場合は出されるような様子ですが、自由化の問題とあわせて、どういふかっこうで、いつ提案されるわけですか。

○国務大臣(野田武夫君) 政治資金規正法は、もうこの前も出して、ああいう審議未了になつております。これは現行法よりも少なくとも前進したものだと思つております。この前出した案も私検討いたしておりますが、これは何と申しますか、党のほうでもたいへんこれは論議がありますし、選挙調査会でもやっております。選挙関係でございますから、役所だけでやるかどうか、それからまた一面、決してこれは与党だけでなくて、野党の御意見もお聞きするということ、そういうことを参考にしてひとつやらなくちゃならぬ、こう考えております。政治資金規正法は、もう大抵いふような意見の調整も終わりがかつておりますので、いつごろかということまではまだちょっと申し上げられませんが、やはり今度の御審議を願う相当期間を考へまして提出したいと、こう考えております。

選挙の自由化につきましては、大体案がまとまつたと言つてよい段階に入つてまいりました。もう少しいろいろ手直しをいたす段階、これはこの前出した案に少し新たに加えるものもございますので、そういう意味におきまして、これはその時間をとらない、自由化のほうに先に案ができるんじやないかと思つております。近く提出したいと、こう考えております。

○横川正市君 衆議院の区制の問題はどういう取り扱いをするわけですか。すでにまあ、いま説明されたように、五次までの中にそれぞれの意見があります、おおよそ区制改正についての一つの考え方というものが出ておつて、それを自治省として受けておるわけですが、内閣としても受けて

おるわけですが、取り扱いとしてはどういふ取り扱いをしますか。

○国務大臣(野田武夫君) 区制につきましては、一応意見は出ておりますが、結局最後の答申というものにならなかつたのですから、したがつて、解釈が二つございまして、あの意見を基礎として区制の問題は案をつくつてもいいのじやないかという意見と、やはり審議会のほうに決した答申を得てやるのが妥当だ、こういう意見があります。したがつて、私どもとしては、その間意見が大體三つ——御承知のとおり五つか六つ出たおるのですが、大體おまなものは三つというわけでございます。そういうことでもございまして、なかなかこの問題の取り扱いに実は難渋しておるのでございます。しかし、どうしても、第五次でもあれだけの審議の経過がありますし、またこの問題は選挙制度全般から考へましてやはり何らかの成案を得なければならぬ、また得べき問題だと、こう考えておりますから、ただ、いまのところ、その取り扱いを、あの審議会の意見のままでいくか、あるいは新たに諮問して答申を得るかということが、実はまだ私どものほうできめかねておりました。これは第六次審議会ができませんと、それは別に正式の諮問ではございませんが、いろいろ審議会の方々にひとつ意見を聞きたい、こう思つております。

○横川正市君 六次の審議会へかける案件については、きょうは別に質問をする考へはないのですが、相当長期の検討の期間というものがあつて、きょうは四月十六日、五月二十五日が会期末なんです。そういう時期で、なおかつまだ提出時期も明確になつていないということ、それからもう一つは、そうすると衆議院の区制の問題については、おおよそこの国会には出す意思はないと判断していいわけですね、まず六次に持ち込むと、それはどうですか。

○国務大臣(野田武夫君) いま仰せになりましたとおり、区制の問題は、第五次審議会の経過を見ましたし、どういふ結論をつけて対処するかとい

う方針も実はまだはつきりいたしておりませんので、おそらく今国会に衆議院の区制を提案するところまで運んでいかないのじやないかと、こう思つております。

○横川正市君 時間がないうですから、次回にまた移して、一応私ここでやめます。

○三木忠雄君 私、時間が限られておりますので、二、三お聞きして終わりたいと思つてますが、特に今回提出された選挙法の一部改正に関しては、二十三日の当委員会で詳しくいろいろお聞きしたいと思つてますが、特に一点だけお聞きしておきたい問題は、四十四年の七月二十日からこの法案が施行される、こうなつておるわけでありまして、十分やつていける自信はあつてしょうか。

○政府委員(香川迪夫君) 切りかえにあたりましては、なかなかたいへんな事務があるわけでございます。いまして、まず住民基本台帳を正確なものにしていかなければならないということ、名簿と住民基本台帳との不一致の場合、たとえば住民基本台帳のほうに登録の申請をしてないが選挙人名簿には載つておると、こういう事態があらはになりますので、住民台帳の登録を正規にするように、こういう住民の協力を求めなければならぬということ、ございまして、実は私たちとしては、できるだけ早い機会にこの法律案を通していただいて、国民に十分理解をしてもらつと同時に、第一線の管理委員会に十分周知させて、これを施行していくつもりでございます。ただ、御承知のように、これが一昨年の七月二十五日に、それから二年、ここの七月二十四日ということになるわけでございます。したがつて、どうしてもそれまでの間に十分な措置を講じなければならぬ。まだ御審議をいただいておりますので、正式な準備には着手できないわけでございますけれども、なるべくこの趣旨でその準備をするように指導いたしております。

す。できるだけ粗漏のないように移行したいと思つております。

○三木忠雄君 それでは、第六次選挙制度の問題について、いま横川委員からもお話があつたわけでありまして、特に第六次選挙制度審議会について、四十二年度に第五次選挙制度審議会が終つてからいまだに第六次審議会が発足してないわけなんです。特に、選挙制度審議会の設置法から考へてみましても、常に審議会が設置されてなければならぬ。それなのに、四十三年中はいまだに審議会が発足してない。これは重大な問題じやないかと思つております。この問題について自治大臣としてどういふ見解を持っておるか、これをお聞きしたいわけでありまして。

○国務大臣(野田武夫君) 長い間選挙制度審議会が空白になつておるということ、これはまことに申しわけないことだと思つております。私は、自治大臣に就任以来、このことに深い関心を持ちまして、どうしてもできるだけ早く審議会を構成して、そして重要な案件についての審議をお願いしたいということで、就任早々から私の問題を、いろいろな機会に、国会でも申し上げていたのであります。同時に、三月末をめどに委員の方をひとつお願いをしたという——これは、御承知のとおり、内容を申しますと、予算編成とかいろいろなこと、ございまして、予算編成とかいふかぬというので、お約束したとおり三月末めどでやりましたけれども、やはり人事でございまして、一週間、十日はどうしても、しかも三十人ございまして、予定どおり——向こうの御快諾も三日間延び五日間延びたりしますから、これは私はお約束したとおり三月末めどにということ、もうそのところからかつております。大體、一応の審議会の委員の方々に御了承を得ております。まだ少し残つておりますので、近く発足したいと、こう思つております。

○三木忠雄君 近くとか三月末とかいろいろ言われるのですけれども、実際にいつこの審議会が発

足するか。話ついたのである。あるいは審議会の委員のメンバー構成についての段取りをして発足がいつできるか、その点をお聞きしたいのです。

○国務大臣(野田武夫君) いま申しましたように、数人の方がまだ御返事を得てないのです。これは人のことですからなかなかむずかしいので、何月何日までにはお願ひしてありますけれども、やはりもう少し考えさせてくれと言ひます。それから、私のほうは発足は急いでいるわけですから、新聞にもちよつと出ておりますとおり、これはもう三木さんがおつしやるとおり、私はむしろ非常に急いで、何月何日と申しますとちよつと人のこととですから、しかしこれは近くということばはちよつと掛け値のないことばでして、数日中にメンバーをきめ得る、なかなかそこまで詰められずと、相当、三十人の方の御返事ですから、私一人でやれぬことですから、大体御了解願へると思ひますが、私自身も早くやりたい、そうしてやるべきだ、こう思つております。

○三木忠雄君 いつも数人の人がひつかかる、その人に固執する必要はないのじゃないかと思ふのです。何か自治大臣の諮問機関みたいに、この人をどうしても交渉して入れなければならぬというところで私はひつかかっているのじゃないかと思ふのです。もつと第六次の選挙制度審議会の人選について国民の各層からの広い委員を選ぶという考え方を持つてもいいんじゃないかと思ふのです。ある意味では主婦からも、非常に若い学者からもどんどん大いに入れていくべきではないか、こういうような考え方も持つのですけれども、自治大臣、どうでしょう。

○国務大臣(野田武夫君) 御趣旨のとおり、メンバーができましたら、ひとつ御検討願へばいいのですが、これは各層から入っております。学者の人、言論界、また学識経験者とか、学識経験者の中にはいろいろな方々が入っております。これは別にどの方、おのずからやつぱり選挙という問題がありますから、ただ人を集めてもなかなか審議会の目的を達しませんから、それは常識的に

やっております。それから、御承知のとおり、この前の、いま問題になった政治資金規制法でも、何も政府の言うとおりの人はほとんどいないのです、あの経過から見ても。それは、いまの日本のやぱり学識経験者というものは一つの見識を持っておりますから、何も自治大臣の諮問機関にならうなんて思つておりません。それだけに人選がやはりなかなかむずかしいのです。だれでもよかつたら、二、三日あつたらできることですから。そこは逆であります、そういうやはり見識を持つてゐる人、だれが見てもりつぱな御意見が出てくるという、こういう基本的なことですから、なかなか全部おそろひ願ひのには多少の時間がかかる、こういうことです。

○三木忠雄君 第六次選挙制度審議会の――いまも答弁があつたわけでありまふけれども、諮問委員会の趣旨は、特に参議院の地方区の定数は正の問題、これが非常に大きな問題になつてゐるわけですね。この問題については、特に参議院の定数は正の問題である以上、やはり参議院側から特別委員を数多く出してふやして、そうして審議会を発足させたいじゃないか、特別委員等も参議院からふやしたほうがいいじゃないか、これも考へるわけですが、この点はいかがでしょう。

○国務大臣(野田武夫君) これはまあ、地方区の定数のバランスの問題があります。大体私どものほうでは、やはり参議院制度全体をひとつ審議したい、こう思つております。いろいろな、定数の問題だけじゃなくて、参議院制度全体の根本問題、せつかくのことをごさいますから御審議願ひたい。何は参議院からというお話で、これは各党いままでのいろいろないきさつがございまして、大体御推薦願ひのほうは各党を尊重してありますから、私のほうはやはり各政党を尊重してあります。これは自分から参議院何名ということになつて、これは各党の關係で御推薦を願うということになるのじゃないかと思つております。よく御意思はわかりましたけれども、いままでのやはりいきさつ、それから各党との關係が――これは自民党

というのじゃないや、各政党との關係もございますから、その点はひとつ御理解願へるかと思つております。

○三木忠雄君 政治資金の規制法の問題が特に二年越しの懸案事項としての公約になつておるわけですね。この政治資金規制法をいつ提出する計画であるか、その時期を私は明確にしたいと思ひます。どうでしょう。

○国務大臣(野田武夫君) 先ほど横川さんにお答へしたのですが、まだ審議期間は相当ございまして、審議期間が相当とれる、これはもう会期末の最後に、あすかあさつて会期がなくなるというふうな、そんな非常識のやつはできませんから、それは相当期間をとつて審議していただく、そういうことはやはり適當な時期を考へております。

○三木忠雄君 選挙の問題として、選挙や、あるいはまた政治の腐敗是正等については、やはり資金の規制と、あるいは公開の原則の徹底、こういう二つの柱を確立していかなければならぬじゃないか、こういうふうな考へてゐるわけでありまふけれども、この問題についてはどう考へてしょうか、自治大臣――大臣でなくてもいいです。

○政府委員(皆川迪夫君) そういふ趣旨で、現在政治資金規正法、これは実体は公開法に近いわけでごさいますから、一部の資金規制と、それからその金の内容を公開するたてまえをとつておるわけでごさいます。

○三木忠雄君 四十三年の四月一日だつたと思ふけれども、朝日新聞に、「『粉飾報告』締出し」「政治資金」規則を改正」といふことで、自治省から方針が出されてゐるわけですね。特にこういう問題について自治省はさつそく取り組むと、たとえば内部機関がどこに支出したのか最終支出先を報告するように様式を改める問題であるとか、あるいはまた支出の項目を統一するとか、こういうふうな問題について、政治資金の規正法は通らなくても、来年の一月ごろから施行法として実施

をしたい、こういうことを自治省で見解を述べているのでありますけれども、この具体的な問題どうなつてゐますか。

○政府委員(皆川迪夫君) 当時、規正法が通りました場合に、それを実施するためのいろいろな施行法の手続を検討したわけでごさいます。その際に、もう少し現在の公開の中身がわかりやすいようにまとめられないものであろうかという角度からいろいろ検討した事実はあるわけでごさいます。しかし、現在、各政党の経理といひますか、支出区分、あるいは予算執行の区分、やり方というものは実に区々でございまして、これを一つの型の型にはめる、体系立てるといふことは、これは相當の負担をすることになるおそれもあるわけでごさいます。そういうことも懸念されるわけでごさいます。また方針をはつきりきめたというわけではございませぬけれども、できるだけ実情を考へながら、もう少しわかりやすいものにしていきたいという角度で検討をいたしてあります。

○三木忠雄君 自治大臣、どうですか、この問題は。

○国務大臣(野田武夫君) いま事務局から御説明しましたとおり、なかなか政党のおの複雑なことがありますが、しかし、できるだけその趣旨に沿うた、一歩でもそういうものに近いことを考へなければならぬ、こう考へております。

○三木忠雄君 じゃあ最後に一つお聞きしたいことは、政治資金の報告書ですね、これは官報に公表するまで閲覧できないと、こういうふうになつてゐるものでありますけれども、これはどういふ理由ですか。

○政府委員(皆川迪夫君) 政治資金の届け出を受理いたしますと、私のほうでその中をしっかりと検討いたします。検討いたしますというものは、かなり、実はちよいとちよいと間違ひ等があるわけ、計算が合わないとかという点が出てまいりますので、それを私のほうで確かめまして、もし過失的に計算が違つておつたというふうなものが公表さ

(表示及び訂正等)

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項及び第二項(選挙権及び被選挙権を有しない者)の規定により選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならぬ。

第二十九條を削り、第二十八條第二項中「及び登録月の十五日から二十五日まで」を削り、「選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿の抄本」に改め、同条を第二十九條とし、同条の前に次の一条を加える。

(登録の抹消)

第二十八條 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならぬ。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならぬ。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

第二百三十六條第三項を削り、第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 選挙人名簿に登録をさせる目的をもつて住民基本台帳法第二十二条(転入届)の規定による届出に關し虚偽の届出をすることによつて選挙人名簿に登録をさせた者も、前項と同様とする。

第二百六十九條ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十二条(登録)の規定の適用については、同条中「資格を有する者」とあるのは、「資格を有し、かつ、その日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に登録されている者」とする。

第二百七十條を削り、第二百七十條の二中「規定によつて」の下に「自治大臣、」を加え、「第二十一条(登録の申出)」の規定により登録の申出及び第二十八條第三項を「第二十九條第三項」に改め、同条を第二百七十條とする。

附則第二十一項を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。

(住民基本台帳に登録されていない者に関する経過措置)

第二条 市町村の選挙管理委員会は、この法律の施行の際現に当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で、当該市町村の住民基本台帳に登録されていないもの(当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことにより改正前の公職選挙法(附則第四条において「旧法」という。)第二十七條第一項の表示をされている者を除く)がある場合には、その者を直ちに選挙人名簿から抹消し、その旨を告示しなければならない。

(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置)

第二十一條 公職選挙法改正に関する特別委員会會議録第四号 昭和四十四年四月十六日【参議院】

第三条 この法律の施行の際すでにその期日が公示され又は告示されている選挙が行なわれる場合には、改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第十九條第二項の規定にかかわらず、新法第二十二條第二項の規定による登録は、行なわぬ。

(表示をされている者に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際すでにその期日が公示され又は告示されている選挙が行なわれる市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で、当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことにより旧法第二十七條第一項の表示をされているものについては、当該選挙の期日までの間においては、新法第二十八條第二号の規定にかかわらず、表示後六箇月を経過するに至つたときに直ちに選挙人名簿から抹消し、その旨を告示しなければならない。

(船員の選挙人名簿に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する船員の選挙人名簿については、昭和四十四年十二月四日までの間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第七條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)の一部を次のように改正する。

第七十四條第四項中「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)の二十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日現在」を「公職選挙法(昭和二十五年法律第百號)第二十二條の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日」に、「登録が」を「その登録が」に改める。

第八十四條中(昭和二十五年法律第百號)を削る。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 新法第二十二條の規定に基づいて当該選挙管理委員会がこの法律の施行後最初に選挙人名簿の登録を行なう日の前日までに地方自治法第七十四條の規定によつてされた請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第九條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六號)の一部を次のように改正する。

第三十二條中「登録月(三月、六月、九月及び十二月をいう。)の二十日」を「公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第八十九條に次の四項を加える。

5 選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。

6 選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかなければならぬ。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するものとし、その旨を告示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなったことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当す

る場合を除くほか、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

8 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村の選挙人名簿に登録されている者を当該市町村の選挙人名簿に登録したときは、直ちにその旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第九十四条第一項中、「第二十六條第三項、第二十七條第一項、第二十九條第七項及び第八項」を削り、「第二百七十條の二」を「第二百七十條」に改め、同項の表の第二十三條第一項の項中「登録月の八日から十四日まで」を「前条第一項の規定による登録については九月十一日から同月十五日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間」に、「十一月三日まで」を「十一月三日までの間」に、「登録すべき者として決定した者」を「登録した者」に、「及び住所」を「住所及び生年月日」に改め、同条の第二十四條第一項の項中「登録すべき者の決定」を「選挙人名簿の登録に」、「脱漏」を

「選挙人名簿に脱漏」に改め、同条の第二十四条第二項の項中「選挙人名簿に登録」を「選挙人名簿に登録すべき者の決定」に改め、同表の第二十五条第四項の項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定」を「選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消に改め、同表の第二十六条第三項の項、第二十七条第一項の項、第二十九条第七項の項及び第二十九条第八項の項を削る。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
第七十一条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「登録月（三月、六月、九月及び十二月をいう。）の二十日」を「公職選挙法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日」に改め、同条ただし書を削る。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第十二条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第十条に次の三項を加える。

5 選挙人名簿は、三月三十一日をもつて確定する。

6 選挙人名簿は、次年の三月三十日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなったことを知った場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除き、直ちに選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

第十一條中、「第二十七條第一項表示」、第二十九條第七項及び第八項（選挙人名簿の確定等）を削り、「第二百七十条の二」を「第二百七十条」に改め、同条の表の第二十三條第一項の項中「登録月の八日から十四日までの間」を「前條第一項の規定による登録については九月十一日から同月十

昭和四十四年四月二十二日印刷

昭和四十四年四月二十三日発行

五日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については、

ては、中央選挙管理会」が定める期間」に、「登録すべき者として決定した者」を「登録した者」に、「及び住所」を、「住所及び生年月日」に改め、同表の第二十四条第一項の項中「登録すべき者の決定」を「選挙人名簿の登録」に、「脱漏」を「選挙人名簿に脱漏」に改め、同表の第二十四条第二項の表中「選挙人名簿に登録すべき者の決定」選挙人名簿」を「その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し」に改め、同表の第二十五条第四項の項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定」を「選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消」に改め、同表の第二十七条第一項の項、第二十九条第七項の項及び第二十九条第八項の項を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条」を「次条第三項及び第二十一条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に關する届出を正確に行なうように努めなければならず、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行爲をしてはならない。

第十條中「第二十六條第一項若しくは第二項」を「第二十二條第一項若しくは第二十六條第一項若しくは第二項」に、「第二十七條第三項において準用する同法第二十六條第一項の規定若しくは同法第二十七條第四項」を「第二十八條」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該記載等で選挙人名簿の登録に關係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第四十四条第一項中「した者は」の下に「他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き」を加え、同項ただし書を削る。